

学校法人中越学園個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中越学園及び学園が設置する学校の業務のために保有する個人情報の取り扱いに関し、その取得、保管、管理及び利用等について定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(個人情報対象者)

第2条 個人情報とは、次の号に掲げる者についての情報をいう。

- 1、学園が設置する各校に在籍する学生・生徒等で教育を受けている者
- 2、学園が設置する各校を卒業若しくは退学等により離籍した者
- 3、学園の役員、評議員、教職員
- 4、学園が設置する各校の入学応募者、出願者
- 5、本条各号に定める者の父母、保証人等
- 6、学園が設置する各校が開催する公開講座、講習会、その他の催しの受講者、参加者及び受講希望者
- 7、学園が設置する各校が所有する施設設備等を利用する団体の責任者及び申込者又は個人
- 8、学園の教職員等の採用希望者及び出願者
- 9、学園に金品等を寄付又は寄贈した者
- 10、学園が設置する各校に対して、問い合わせ、意見、質問、要望等を行う者
- 11、その他、前各号以外の者が必要と認められた者

(個人情報の取得方法)

第3条 個人情報は、教育研究及び業務に必要な範囲に限定して取得するものとする。

- 2 個人情報は、本人から適正かつ公正な手段によって取得されなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - 1、本人の同意があるとき
 - 2、法令等の定めがあるとき
 - 3、出版・報道等により公にされているとき
 - 4、個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - 5、業務遂行上、必要とされるとき
- 3 本人からの個人情報の取得にあたっては、就業規則及び学則等で規定する場合を除き、利用目的を明らかにし、本人の同意を得なければならない。

(本人の同意)

第4条 次の各号に掲げる場合は、本人の同意があったものとする。

- 1、個人情報を記載する所定の紙媒体又は電子媒体の様式に、利用目的を明らかにした上で、本人が個人情報を提供した場合
- 2、ホームページ等から個人情報を取得する場合において、利用目的を明らかにした上で、本人が個人情報を提供した場合
- 3、本人の意思により、口頭又は電話等により情報提供がなされた場合

(本人の同意の適用除外)

第5条 第3条第3項の定めにかかわらず、次に掲げる各号に該当する場合は、本人の同意を要しないものとする。

- 1、学園が設置する各校に在学する学生・生徒等にあつて、学則等に規定される場合及び教育研究上又は在籍する学校から便宜若しくは利益を得るために必要な場合
- 2、教員が教育的活動を遂行するために本人から取得し、本人の利益を不当に侵害しないと認められる場合
- 3、学園が雇用する教職員等にあつて、就業規則で規定される場合及び学園が事業を運営するために取得する場合

(利用及び提供の制限)

第6条 個人情報を取得した目的以外のために利用又は提供してはならない。但し、本人の同意がある場合又は法令の定めがある場合は除く。

(個人情報の適正管理)

第7条 個人情報については、紛失、流用、毀損、改ざん、漏洩を防止し、正確性及び最新性の維持と不要となった個人情報の廃棄(消去)等の適正な措置を講じなければならない。

(個人情報の外部委託等)

第8条 個人情報を使用する業務を外部に委託する場合は、個人情報の適切な管理能力を有する者を選定するとともに、委託先との間で個人情報の保護に関する契約を、次の各号に掲げる事項を明記したうえで締結しなければならない。

- 1、個人情報に関する秘密保持の義務
 - 2、再委託の禁止(但し、やむを得ない事由により再委託を行うときは、その制限事項)
 - 3、委託業務に伴う情報漏洩等の事故に対する責任の所在及び対処方法
 - 4、契約終了時の個人情報の返却
 - 5、その他業務上必要とされる事項
 - 6、各号に違反した場合における契約解除の措置に関する事項
- 2 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(学外への持出の制限)

第9条 個人データに係る業務は、原則として学外へ持ち出してはならない、但し、個人情報を利用する業務を前条に基づき外部に委託するときは、この限りでない。

(同窓会、後援会等への提供)

第10条 学園が設置する各校の同窓会及び後援会、PTAが組織運営及び活動のために個人情報の提供を希望する場合の取扱いは、第8条に準拠する。

(開示の請求)

第11条 学園及び学園が設置する各校に対し、保管している本人に関する個人情報について開示を求めることができる。

- 2 第1項の開示を求める者は、本人であることを明らかにし、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。
 - 1、所属及び氏名

- 2、個人情報の名称及び記録項目
- 3、請求の理由

(本人への開示制限)

第12条 個人情報が次に掲げる各号に該当するときは、本人に対して個人情報を開示しないものとする。

- 1、法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき
- 2、本人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、教育研究又は業務の適正な運営に支障が生じるおそれがあるとき
- 3、捜査、取締り、調査、又は訴訟等に関する個人情報であって、開示することにより、業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき
- 4、開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき
- 5、その他、開示が適当でないと判断したとき

(訂正又は削除)

第13条 本人に関する個人情報の記録に誤りがあるときは、本人であることを明らかにし、第11条第2項に規定する事項を記載した文書を提出することにより、当該記録の訂正又は削除を求めることができる。

- 2 前項の求めがあった場合は、速やかに調査のうえ、結果を本人に通知しなければならない。但し、訂正又は削除に応じないときは、その理由を書面により本人に通知しなければならない。

(取り扱い管理者)

第14条 個人情報の取扱いに対し苦情等があった場合は、その内容を学園が設置する各校の事務局長(事務長)に報告するものとする。

- 2 学園が設置する各校の事務局長(事務長)は、苦情内容について速やかに調査のうえ、必要な措置を講じるとともに、苦情を行った者に報告しなければならない。

(不服の申立て)

第15条 個人情報の開示及び訂正又は削除の請求に基づく措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、不服の申し立てを行うことができる。

- 2 不服の申し立てを受けたときは、速やかに審査のうえ決定し、その結果を書面により本人に通知しなければならない。

(規程の改正)

第16条 この規程の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。